

5. たばこ対策関係省庁連絡会議の設置について

平成16年6月15日

1. 趣旨

たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の内容を踏まえ、関係省庁の密接な連携の下にたばこ対策を促進するため、たばこ対策関係省庁連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

2. 構成員

連絡会議の構成員は別紙のとおりとする。

構成員は必要に応じ追加することができるものとする。

3. 幹事会

連絡会議の下に、別紙で構成する幹事会を置く。

幹事会の構成員は必要に応じ追加することができるものとする。

幹事会の下に、ワーキンググループを設けることができるものとする。

4. 事務局

連絡会議の事務局（庶務）は、財務省理財局総務課たばこ塩事業室の協力を得て厚生労働省健康局総務課生活習慣病対策室において処理する。

5. その他

会議の運営等に関し必要な事項は連絡会議において定める。

関係省庁連絡会議構成メンバー

人事院（職員福祉局長）
内閣府（政策統括官（共生社会政策担当））
警察庁（生活安全局長）
総務省（情報通信政策局長）
公正取引委員会（取引部長）
法務省（官房長）
外務省（国際社会協力部長）
財務省（理財局長）
文部科学省（スポーツ・青少年局長）
厚生労働省（健康局長）
農林水産省（生産局長）
経済産業省（通商政策局長）
国土交通省（総合政策局長）
環境省（地球環境局長）

幹事会メンバー

人事院（職員福祉局職員福祉課健康安全対策推進室長）
内閣府（政策統括官（共生社会政策担当）青少年育成第二担当参事官）
警察庁（生活安全局少年課少年保護対策室長）
総務省（情報通信政策局地上放送課長）
公正取引委員会（取引部消費者取引課長）
法務省（官房秘書課国際室長）
外務省（国際社会協力部専門機関行政室長）
財務省（理財局総務課たばこ塩事業室長）
文部科学省（スポーツ・青少年局学校健康教育課長）
厚生労働省（健康局総務課生活習慣病対策室長）
厚生労働省（労働基準局安全衛生部環境改善室長）
農林水産省（生産局特産振興課長）
経済産業省（通商政策局国際経済室長）
国土交通省（総合政策局交通消費者行政課長）
環境省（地球環境局総務課長）

6. 未成年者喫煙防止のための適切なたばこの販売方法の 取組みについて（要請）

警察庁丙少発第 21 号
財 理 第 2451号
健 発 第0628001号
平成16年6月28日

全国たばこ販売協同組合連合会会長 沢田 義也
沖縄県たばこ卸売事業協同組合理事長 安慶名 忍
社団法人日本たばこ協会会長 ティビット スチュアート フェル
社団法人日本フランチャイズチェーン協会会長 松岡 康雄
日本チェーンストア協会会長 川島 宏
日本スーパーマーケット協会会長 清水 信次
社団法人日本ホランターチェーン協会会長 村内 道昌
社団法人日本セルフサービス協会会長 増井 徳太郎
日本カオクスタジオ協会会長 河合 平一
日本複合カフェ協会会長 加藤 博彦

殿

警察庁生活安全局長

財務省理財局長

厚生労働省健康局長

未成年者喫煙防止のための適切なたばこの販売方法の取組みについて（要請）

平素は、未成年者の喫煙防止に関しまして、ご理解、ご協力を賜り御礼申し上げます。

さて、昨年12月に、青少年育成推進本部（本部長：内閣総理大臣、本部員：全ての国務大臣）において、青少年の育成に係る政府としての基本理念と中長期的な施策の方向性を示し、幅広い分野にわたる施策を総合的かつ効果的に推進するため、「青少年育成施策大綱」が決定されました。本大綱の施策の中には、たばこの未成年者に対する販売等の防止についても盛り込まれており、未成年者がたばこを容易に入手できるような環境をなくすため、関係業界への働きかけを強化するとともに、未成年者の自用に供することを知ってたばこを販売する行為などについては、所要の捜査及び適正な処分を行う旨規定されています。

東京都など地方公共団体においても青少年健全育成のための積極的な取組みが見られるところ です。

翻って現下の不良行為少年の補導人員の状況を見ると、その総数は、この10年間に2倍に増加し、そのうち喫煙によるものが4割強を占めるなど、未成年者喫煙防止はますます重要な課題となってきたと考えられます。

また、近年、主要国においては、未成年者へのたばこの販売を防止するための取組みが推進されており、今月に我が国が締結した「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」においても、「未成年者に対するたばこの販売を禁止するため、効果的な措置を実施する」（第16条1）旨が要請されているところです。

このような現状を踏まえ、今後のたばこ販売における未成年者喫煙防止のため、基本的に次の点に留意すべきであると考えられます。

まず、たばこを販売する際には、販売者が顧客に対面するよう心がけ、未成年者が喫煙する疑いがある場合は、年齢確認の措置を確実に講じた上で販売を行うことが必要です。また、喫煙経験のある中・高生のたばこの入手先について、「自動販売機で買う」と回答した者の割合が7割を超えていることを勘案すると、必ずしもたばこ自動販売機の十分な管理・監督が行われない場合には、未成年者喫煙防止の観点からその撤去が行われる必要があると考えています。

もとより、未成年者喫煙問題はたばこ販売業者を始めとするたばこ関係業界だけの取組みで解決できるものではなく、家庭、学校、地域社会、及び国・地方の取組みが一体となって初めて達成できるものであることは論を待ちません。関係省庁としても、政府部内の連絡・協調を密にして、医療関係者等に対する啓発、関係業界に対する調査・指導及び取締り、並びにより効果的な未成年者の喫煙防止方策の検討について、一層適切に取り組んでいく考えです。

以上を踏まえ、関係業界の皆様には、未成年者喫煙防止に向けて、下記の取組みを行っていただくよう要請するとともに、傘下会員等に周知していただくようよろしくお願いいたします。

記

1. 未成年者が自動販売機からたばこを購入しないよう確実な措置をとること。

このため、たばこ小売販売業者が自動販売機によりたばこを販売する場合は、店内に又は店舗と接して設置することとし、かつ、従業員のいる場所からその自動販売機及び利用者を直接かつ容易に視認できる状態とすること。

また、たばこ小売販売業者が施設（工場、事務所等自動販売機の利用が主として当該施設に勤務する者等特定の者に限ると認められるものは除く。）において、その施設の内部に設置した自動販売機により、その施設の利用者等を対象としてたばこを販売する場合についても、未成年者喫煙防止の観点からその自動販売機の管理について責任を負う者（従業員又は管理者等）のいる場所からその自動販売機及び利用者を直接かつ容易に視認できる状態とすること。

2. 不良行為少年の補導の実態にかんがみ、ゲームセンター、カラオケボックス、コンビニエンスストア、スーパーマーケット等未成年者の出入り及び立寄りが多いと考えられる場所においては、上記1. に掲げる具体的措置を、重点的に行うこと。

3. 対面販売の場合を含め、平成14年2月18日付文書で要請した「年齢確認の徹底」、「たばこ自動販売機の適正な管理の徹底」、「従業員研修等の実施」、「未成年者喫煙防止の注意喚起」についても、引き続き適切に実施すること。

7. 糖尿病予防対策の推進

(背景) 平成14年に糖尿病が強く疑われる人は約740万人(1997年比約7%増)であり、糖尿病の可能性を否定できない人を合わせると約1620万人(同約18%増)に上っている。境界型を含む糖尿病は動脈硬化症の主要なリスクファクターであり、合併症の進展に重大な影響をおよぼす。国民の生活の質(QOL)の向上、健康寿命の延伸を図るためには糖尿病予防対策を強化することが喫緊の課題である。

課題

具体的な研究課題

- ・境界型を含めた糖尿病患者数が急増している
- ・糖尿病発症のハイリスク者の早期発見・早期治療ができていない
- ・糖尿病の根本的治療法がなく、合併症によりQOLの低下を余儀なくされることが多い

糖尿病の予防法の研究

- ・糖尿病発症のハイリスク者に対し、テーラーメイドな予防法(個々人に最適な生活習慣など)を明らかにする研究
- ・糖尿病実態及び発症要因分析に関する研究

糖尿病の診断法の研究

- ・糖尿病発症のハイリスク者を同定する研究(分子疫学的研究の推進)
- ・糖尿病の本態解明に基づく革新的診断法を確立する研究(分子診断法など)
- ・各糖尿病合併症のリスクを予測する研究

糖尿病及び合併症の治療法の研究

- ・糖尿病合併症(腎症、網膜症、神経症など)のハイリスク者に対し最適な生活習慣指導を明らかにする研究
- ・糖尿病の本態解明を進め、根本的治療法を開発する(ゲノム研究など)
- ・糖尿病合併症の革新的な治療法を開発する研究

研究の一層の推進による革新的な予防法・診断法・治療法の確立

糖尿病患者数の増加を減少に転じる

合併症の予防によるQOLの向上・健康寿命の延伸

8. 「がん医療水準均てん化の推進に関する検討会」開催要綱

1. 目的

第3次対がん10か年総合戦略において、全国どこでも質の高いがん医療を受けることができるよう「均てん化」を図ることを戦略目標として掲げており、また健康フロンティア戦略においても、がん医療の「均てん化」が課題として取り上げられている。

そこで、厚生労働大臣の懇談会として、「がん医療水準均てん化の推進に関する検討会」を開催し、がん医療の「均てん化」を推進するために、がん医療における地域格差の要因につき検討を行い、その是正のための具体的方策を提言することを目的とする。

2. 検討事項

- (1) がん医療における地域の実態と格差を生み出している要因
- (2) がん専門医等の育成
- (3) 国、ブロック、都道府県（三次医療圏）、二次医療圏における各がん専門医療機関の役割分担を踏まえたネットワーク体制の整備
- (4) 上記（3）を踏まえたがん専門医等の人材交流（派遣・受入れの促進）
- (5) 地域におけるがん専門医等の確保
- (6) 地域がん診療拠点病院制度のあり方

3. 検討会メンバー・・・・・・・・別紙

4. 庶務

検討会の庶務は、厚生労働省医政局の協力を得て、健康局総務課生活習慣病対策室において行う。

(別紙)

がん医療水準均てん化の推進に関する検討会

氏名	所属機関・役職
後 信	九州大学大学院 助教授
内田 璞	(財)倉敷中央病院 院長
岡本 直幸	神奈川県立がんセンター 研究第三科長
垣添 忠生	国立がんセンター 総長
北島 政樹	慶應義塾大学 医学部長
西條 長宏	国立がんセンター東病院 副院長
高嶋 成光	(独)国立病院機構四国がんセンター 院長
千村 浩	鹿児島県保健福祉部 部長
津熊 秀明	大阪府立成人病センター 調査部調査課長
土屋 隆	日本医師会 常任理事
野村 和弘	国立がんセンター中央病院 病院長
原田 征行	青森県立中央病院 院長
丸木 一成	読売新聞 編集局生活情報部長
山口 晃弘	大垣市民病院 院長
山口 直人	東京女子医科大学 教授
山田 章吾	東北大学病院 病院長

(50音順、敬称略)

9. 健康診査等指針について

1. 指針の趣旨

健康増進法に基づき、生涯にわたる国民の健康の増進に向けた自主的な努力を促進するための、健康増進事業実施者（老人保健事業を行う市町村、健康保険組合、事業者等）に対する健康診査の実施等に関する指針。

2. 指針の概要

一 健康診査の実施に関する事項

(ア) 健康診査の在り方

- ・健康診査の目的、意義及び実施内容について、対象者に対して十分な周知を図る。
- ・未受診者に対して受診を促すよう特に配慮する。
- ・検査項目及び検査方法に関し見直し、疾病の予防及び発見に係る有効性等について検討する。

(イ) 健康診査の精度管理

- ・検査結果の正確性を確保し、検査結果を正確に比較できるように、内部精度管理及び外部精度管理を適切に実施する。
- ・精度管理の実施状況を受診者に周知する。
- ・研修を行う等により健康診査を実施する者の知識及び技能の向上を図る。

二 健康診査の結果の通知及び結果を踏まえた栄養指導その他の保健指導に関する事項

- ・健康診査の結果を本人に通知するにとどめず、その結果に基づき、保健指導を実施する。
- ・保健指導に当たっては、個人指導と集団指導を適切に組み合わせる。
- ・保健指導の実施体制の整備を図る。また、保健指導に従事する者に対する研修等により保健指導の質の向上を図る。
- ・地域・職域の連携を図る。（都道府県単位等で関係機関等から構成される協議会等を設置する。）

三 健康手帳等による健康診査の結果等に関する情報の継続の在り方に関する事項

- ・ 健診結果等情報の継続は、健康手帳等を活用し、本人が行うことを原則とする。また、健診結果等情報を継続して健康管理に役立たせていくように本人に働きかける。
- ・ 職場、住所等を異動する際において、本人が希望する場合には、異動元が健康診査の結果を本人に提供し、本人の同意を前提として、異動先に健康結果等情報を直接提供する等の工夫を図る。

四 健康診査の結果等に関する個人情報の取扱いに関する事項

- ・ 利用目的の特定、利用目的による制限、第三者提供の制限等個人情報の保護を規定した法令を遵守する。
- ・ 個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置として、守秘義務規程の整備、個人情報の保護及び管理を行う責任者の設置、従業者への教育研修の実施、苦情受付窓口の設置、不正アクセスの防止等の措置を講じる。
- ・ 個人情報の取扱いに係る方針を策定、公表、実施し、必要に応じ見直し、改善する。

五 施行期日

- ・ 健康増進法第9条の施行の日（平成16年8月1日）から施行する。